

公園樹木維持管理指針-概要版

平成22年3月 足立区 みどりと公園推進室

■指針の構成

本指針は、区民の貴重な財産である公園の緑を適正につくり、守り、育てていくために、管理者と区民が共有すべき基本的な考え方を、「足立区緑の基本計画（平成19年3月）」に基づき一つにまとめたものです。

本指針は右図に示す7章で構成し、足立区の置かれている緑の現状把握、将来に向けた望ましい公園の緑の姿、及び、公園の緑を守り・つくるためのさまざまな方策を広く網羅した形となるように努めました。

■指針の使い方

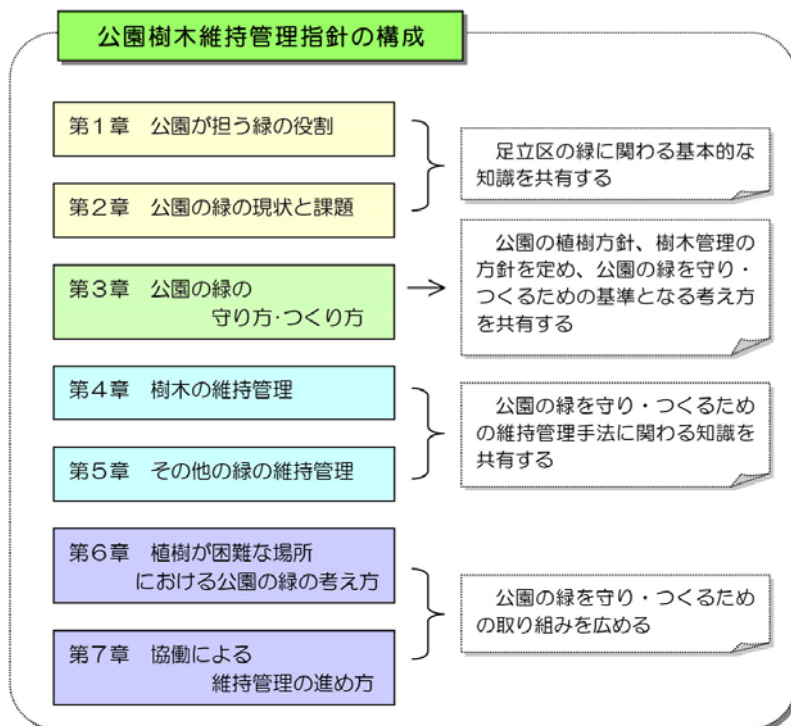
本指針では、足立区の望ましい公園の緑のあり方を「標準モデル」として示しています。新しく公園をつくる場合や新たに樹木を植栽する場合は、本指針を参考に標準モデルに沿った植樹計画を行ってください。

また、標準モデルに沿わない既存の公園の樹木も、将来的には「標準モデル」を目標とした望ましい形に変えていく必要があります。しかし、これを実行していくには以下のような課題があります。

- ① 公園の樹木の中には、区民の貴重な緑の資産として残し、継承していくことが求められる樹木が多く含まれている。
- ② 標準モデルに合う形に一度に多くの樹木を更新してしまうと、大きな樹木が失われ、足立区の現在の緑の量を回復するのに多くの時間を必要とする。
- ③ 維持管理にかかる費用を負担する財源には限りがある。

既存の公園樹木の維持管理においては、以下を念頭に本指針の運用を図ってください。

- 地域の貴重な共有財産として、樹木を残す努力が必要です。
- 標準モデルに沿った更新は、長期的視野に立って、優先順位をつけて実施することが必要です。



1. 公園が担う緑の役割

足立区では市街地の発展に伴い、地球環境の保全・改善、都市の安全性の向上、健康の維持・増進、景観、心理的效果などのさまざまな緑の効果・効用がますます重要なものとなっていますが、一方で、「落ち葉」、「害虫」、「鳥害」、「日照障害」などの苦情や防犯上の不安などの課題がクローズアップされ、緑の維持が難しい状況にあります。このような中で、公園は、足立区の緑の中心的役割を担うとともに、大切な緑を将来にわたり継続して支える重要な役割を担っています。

2. 公園の緑の現状と課題

「足立区緑の保護育成条例」によって、公園の緑化基準は樹木被覆率 45%の達成が定められていますが、現状では、基準を達成している公園は約半数に留まっており、今ある樹木を守り育てるとともに、今後も、公園の樹木被覆率を増やす努力が求められています。

また、都市部の公園では、公園の樹木とわたしたち人々が共存できるように、公園の樹木のかかえる様々な課題や公園の多様なニーズに対応した維持管理が必要です。



身近に自然を感じることのできる、大きな樹木に囲まれた公園（あいぐみ緑地公園）

3. 公園の緑の守り方・つくり方

足立区では、「緑の基本計画」に示す緑の将来像としての『のびのび樹木 すくすく草花 きらきら水面（みなも） いきいきあだちづくり』を実現するため、公園の緑についても、緑を質、量ともに向上させる取り組みを進めます。

「緑の質と量の充実」には、大きく健全な樹木を育て、保全していくことが基本です。そのため、本指針では、以下を公園樹木維持管理の基本理念とします。

今ある公園の樹木を、区民の貴重な財産として適正に守り育てる

「公園の緑を守り・つくる」検討の手順は、次頁の図に示すとおりです。

- 緑の不足する公園では、植樹を行い樹木被覆率を高める取り組みを行います。
- 今ある樹木、新たに植栽する樹木は、維持管理を通してより質の高い緑として将来に継承していきます。

また、植樹を行うには、公園のどのような場所にどのような樹木が必要なのかを知る必要があります。質の高い緑を維持していくためにも、各々の場所に応じた望ましい樹木のあり方を知ることが必要です。

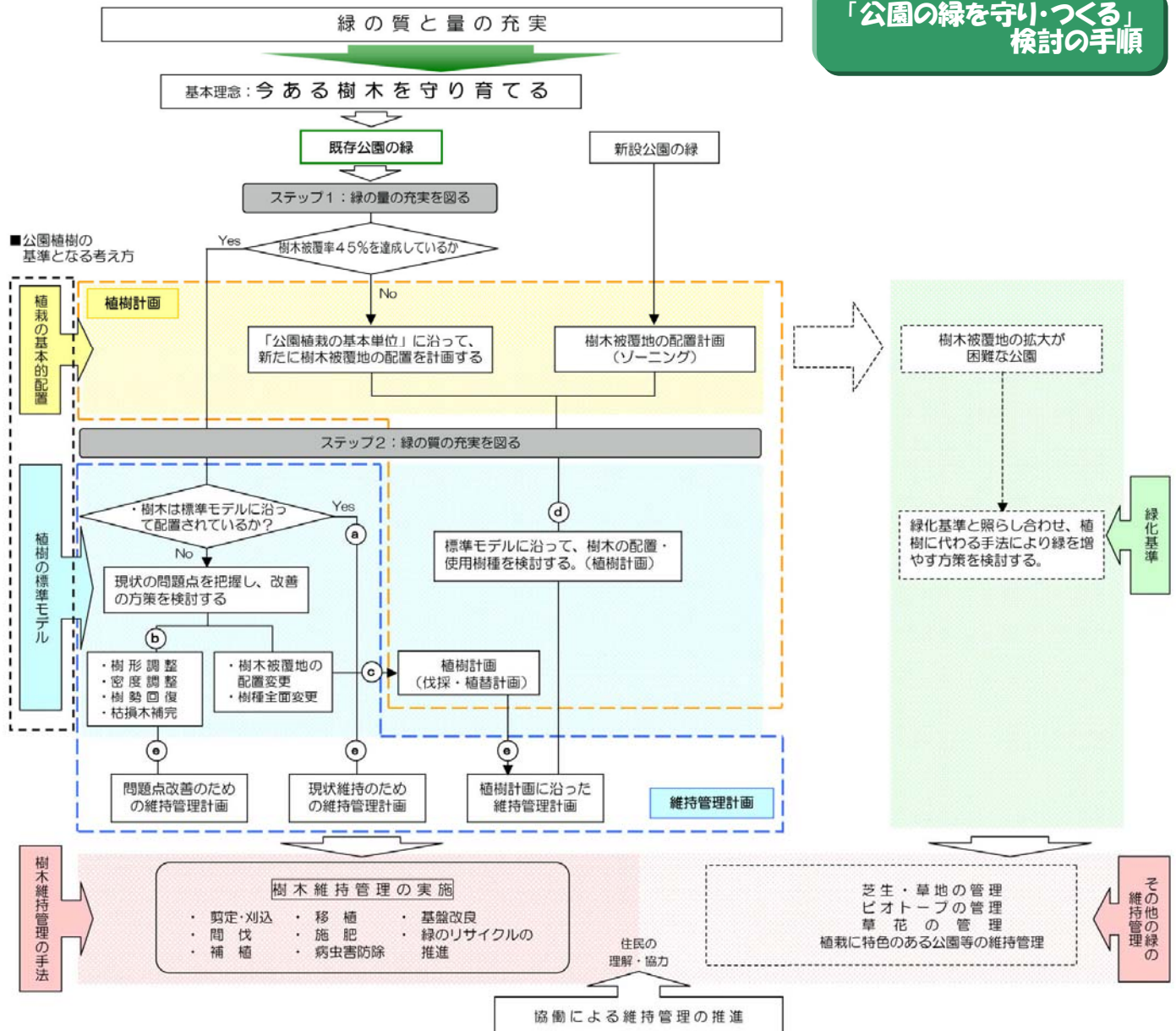
このため、本指針では足立区の「公園植樹の基準となる考え方」を示しました。

公園植樹の基準となる考え方

- ① 「植栽の基本的配置」：公園の緑の量の充実を図るための目安
- ② 「植樹の標準モデル」：公園の各々の場所における望ましい植樹のあり方とそのための管理の方針

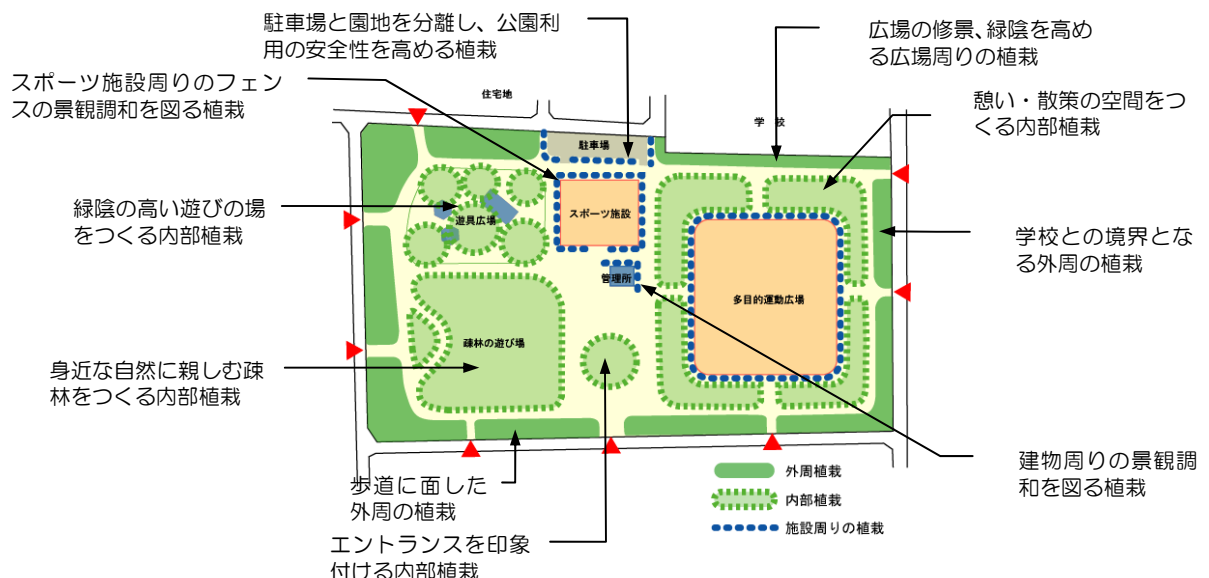
- 公園の新設や拡張により新たに植樹を行う場合は「公園植樹の基準となる考え方」に沿って植樹計画を立てます。
- 既存の公園の樹木を管理する場合は、「公園植樹の基準となる考え方」と照らし合わせて、既存の樹木をどのように管理していくことが望ましいのか、維持管理の計画を検討します。

しかし、既存の樹木には標準モデルに沿わないものも多くあります。それらの樹木を守り育てていくためには、地域の理解と協力が欠かせません。緑を愛する人づくり、仕組みづくりや、緑に関心を持ってもらうための普及啓発など、協働で緑を育む取り組みを進めていく必要があります。



植栽の基本的配置

- 足立区の公園の緑は、「外周植栽」・「内部植栽」・「施設周りの植栽」の全てが適切に配置されていることを基本とします。



植樹の標準モデル

ここでは、外周植栽を例に示します。

外周植栽に求められる植栽機能や目標とする植栽形態は、隣接する土地利用の状況に応じて異なります。本指針では、隣接地の土地利用別に植樹の標準モデルを設定しました。

下表は土地利用に応じて求められる植栽機能と植樹及び管理における配慮事項を整理し、それぞれに適した植樹の考えかたを示したものです。

内部植栽・施設周りの植栽についても、同様に標準モデルを設定しました。

外周植栽の機能と植樹の標準モデルの考え方

隣接地の 土地 利用	求められる植栽機能	植樹及び管理上の留意点	タイプ		樹木の構成				高木		小高木		中木		低木		花木・紅葉木	
			機能 区分	植樹帯幅区分	単層 植栽	2層 植栽	3層 植栽	生垣	常緑 樹	落葉 樹	常緑 樹	落葉 樹	常緑 樹	落葉 樹	常緑 樹	落葉 樹		
道 路	・道路の緑陰創出 ・都市景観の向上 （季節感・緑視率の向上等） ・飛び出し防止	・枝葉が道路の建築限界を侵さないよう注意する ・枝葉が道路標識、信号、架空線等の障害とならないよう注意する ・根が道路の舗装や埋設物を破損しないよう注意する ・防犯の視点から見通しを確保する ・高木は自然樹形に近い形とし、美観を保つ	A	①植樹帯広 （4m以上）		●				●	●	●	●			●	●	●
				②植樹帯狭 （4m未満）	●											●	●	●
田 ・ 畑	・農地の景観との調和 ・都市景観の向上 （季節感・緑視率の向上等） ・侵入の防止	・農作物への病虫害の影響を生じないよう注意する ・農地への日照阻害が生じないよう、北や西に位置する外周部では高木の植樹は避ける ・防犯の視点から見通しを確保する ・高木は自然樹形に近い形とし、美観を保つ	A	①植樹帯広 （4m以上）		●				●	●	●	●			●	●	●
				②植樹帯狭 （4m未満）														
河 川 ・ 水 路	・水辺の景観との調和 ・都市景観の向上 （季節感・親水性の向上等） ・水辺の緑陰創出 ・侵入の防止	・樹木（特に低木類）が河道内に侵入しないよう注意する ・防犯の視点から見通しを確保する ・高木は自然樹形に近い形とし、美観を保つ	A	①植樹帯広 （4m以上）														
				②植樹帯狭 （4m未満）	●													
学校・文化施設・区役所・住区センター・専用商業施設等	・防火（延焼防止） ・建物・構造物等の修景 ・都市景観の向上 （季節感・緑視率の向上等） ・校庭やオープンスペースの緑陰創出 ・侵入の防止	・病虫害の発生や野鳥の被害が隣接する施設の利用者に及ばないよう注意する ・隣接施設への日照阻害が生じないよう、北や西に位置する外周部では高木は落葉樹を基本とする ・防犯の視点から見通しを確保する ・高木は自然樹形に近い形とし、美観を保つ		①植樹帯広 （4m以上）		●							●	●		●	●	●
官公署・事業所等	・防火（延焼防止） ・建物・構造物等の修景 ・緩衝帯の形成 （目隠し・騒音緩和・飛砂防止等） ・侵入の防止 ・日常の景観の向上 （季節感等）	・病虫害の発生や野鳥の被害が隣接する家屋や施設に及ばないよう注意する ・隣接地への日照阻害が生じないよう、北や西に位置する外周部では高木は落葉樹を基本とする ・枝葉や根の越境により、隣接地の建物や施設利用に障害を生じないよう注意する ・落ち葉の飛散をできるだけ少なく抑える	B	①植樹帯広 （4m以上）			●					●	●			●	●	●
住 宅				②植樹帯狭 （4m未満）	●	●		●						●	●	●	●	
工場・運輸関係施設	・防火（延焼防止） ・建物・構造物等の修景 ・緩衝帯の形成 （目隠し・騒音緩和等） ・侵入の防止	・病虫害の発生や野鳥の被害が隣接する家屋や施設に及ばないよう注意する ・枝葉や根の越境により、隣接地の建物や施設利用に障害を生じないよう注意する ・落ち葉の飛散をできるだけ少なく抑える	C	①植樹帯広 （4m以上）				●			●		●			●	●	●
屋外利用地（駐車場等）				②植樹帯狭 （4m未満）	●	●		●					●	●	●	●		

注）タイプA・②の●は、植樹間隔を十分に広くとるなど、見通しに配慮して配置する。

外周植栽 ー標準モデル（抜粋）ー

外周植栽（タイプA-①） 道路、田畑、河川・水路、学校・文化施設等に接する場所／植樹帯広い

【目標】

- 外周は緑量の大きい高木を植栽し、地域の豊かな緑をつくります。
- 見通しの良い植栽とします。
- 都市景観に寄与する樹形の美しい、季節感の豊かな植栽とします。

【植樹の標準モデル】

樹高10m程度
概ね5m以上

樹冠が触れ合う程度の間隔

隣接地 公園

隣接地

- ・ 植栽構成は高木（小高木）+低木の2層植栽を基本とし、見通しを確保します。
- ・ 高木（小高木）の植樹間隔は、将来的に生長した樹木の樹冠がふれあう程度の間隔とします。ただし、常緑樹のみの場合は暗い印象となるので、植樹間隔を広くとります。また、隣接地の土地利用や景観との調和にも配慮が必要です。高木（小高木）で被覆できない箇所は、低木で被覆します。
- ・ オープンスペースや広い道路に接している場合には、自然樹形で大きく生長し、下方枝の高い高木が適しています。ただし、高木の樹高は10m程度までを目安とします。
- ・ 北側に農地が接する場合は、日照阻害の原因となる高木（小高木）の植樹は避けます。
- ・ 高木（小高木）の植樹位置は、樹木が生長しても枝葉や根が境界を越えないように、境界から十分に離して植栽します。境界からの離れは以下を目安とします。

境界からの離隔距離の目安	
高木	概ね5m以上
小高木	概ね3m以上

隣接地の条件によっては、関係する機関や団体などと協議の上、できるだけ樹木の生育を妨げずに大きな緑を確保し、隣接地と一体となった景観づくりを行います。

歩行者専用道路 公園

【タイプA-①管理方針】

- ・ 樹木で被覆されていない箇所は補植を行います。補植は可能な限り高木（小高木）を用い、地域のランドマークとなる緑の形成に努めます。
- ・ 樹木は、隣接地の状況も踏まえ、空間スケールに調和した大きさで管理します。

広い道路やオープンスペースに接し、ボリュームのある緑が望まれる場合	樹形は自然樹形に近い形で管理を基本とします。ただし、樹高の上限は10m程度を目安とします。
狭い街路や建物が近接する場所など、コンパクトな緑が望まれる場合	空間の大きさに対応したコンパクトな樹形を維持します。樹高の上限は6～7m程度を目安とします。

イチョウ 自然樹形
矯正型自然樹形
プラタナス 自然樹形
矯正型自然樹形
※空間の大きさに対応したコンパクトな樹形を維持する。
出典「街路樹」

- ・ 高木（小高木）は、見通しを確保するため下方枝の高さを2.0m以上（枝下を人が通行する場合は2.5m以上）確保します。このため、管理を行う場合は、+50cm程度の余裕を持って下方枝の高さが2.5m以上（3.0m以上）となるように剪定します。
- ・ 視界を阻害する中木は伐採し、低木は外からの見通しを確保できる高さで管理します。特に入口付近は、視距^{※1}の確保に配慮します。
- ・ 原則として、樹木の枝葉は境界を越えないように管理します。建物が近接する場合には、建物から1m以上離して枝葉の伸長を管理します。
- ・ 剪定などの管理により、樹木特有の美しい樹形の維持が困難な樹木は、境界より離れた位置に移植するか、空間に適した樹種へ変更します。
- ・ 以下に該当する場合は、関係する機関や団体などとの調整により、できるだけ樹木の生育を妨げずに大きな緑を確保する配慮を行います。
 - a 河川や親水水路などで、公園と一体的な景観づくりが望まれる場合
 - b 幅員が狭く高木植栽の困難な道路において、街路樹に代わる機能が公園の植栽に求められる場合
 - c 観光スポットや地域住民から親しまれる場所として現状が評価され、地域に定着している場合
- ・ 根が境界を越えて隣接地に障害を生じている場合は、関係者と協議の上、対応を図ります。
- ・ 農地や隣接建物などに日照阻害が生じる場合は、障害の状況に応じて樹形を小さくする、枝葉密度を調整する方法で対応します。問題が解消されない場合は、低木に植替えを行います。

外周植栽（タイプB-②） 官公署・事業所、住宅等に接する場所／植樹帯狭い

【目標】

- 樹木による公園との緩衝帯を形成します。
- 花や紅葉など季節感の高い、潤いのある植栽とし、日常的な景観の向上を図ります。

【植樹の標準モデル】

公園からの視線を遮る

公園

公園からの視線を遮る生垣

隣接地

公園

生垣

植樹帯は低木で被覆する

公園からの視線を遮る

公園

中木（花木等）

公園からの視線を遮る

季節感の高い落葉樹や花木等

隣接地

公園

生垣

植樹帯は低木で被覆する

公園

植樹帯は低木で被覆する

公園

- ・ 植栽構成は生垣+低木を基本とします。
- ・ 境界からの樹木の離隔距離を3m以上確保できない狭い植樹帯では、高木や小高木の植樹は避けます。
- ・ 遮蔽機能は常緑樹の生垣（H1.5～1.8m程度）で補い、植樹帯は低木で被覆します。
- ・ 生垣の設置に当たっては、住宅に閉塞感や圧迫感を生じないように配慮して配置します。また、維持管理作業や防犯・安全にも配慮した配置とします。
- ・ 植樹帯のスペースに余裕があれば、生垣の前面に中木を配置し、修景機能の向上を図ります。
- ・ 中木は季節感の高い落葉樹や花木など、隣接地からも花や紅葉を楽しめる樹種とします。また、狭いスペースでの刈込みに耐える樹種を用います。
- ・ 生垣は、毒毛虫が発生しやすい樹種は用いないようにします。

【タイプB-②管理方針】

- ・ 樹木で被覆されていない箇所は低木で補植を行います。
- ・ 生垣や中木は、枝葉が境界を越えないように剪定管理します。
- ・ 高木や小高木が既に植栽されている場合には、関係者との話し合いにより、できるだけ樹木の生育を妨げずに大きな緑を確保する配慮を行います。
- ・ 隣接地への影響が著しい場合は、隣接地に影響を及ぼさない樹形で管理します。

越境しないように枝葉を管理する。

公園

対込に耐える小高木（ヤマモモ・ネズミモチ等）

人工的の樹形で管理

越境しないように枝葉を管理する。

公園

広い樹冠の小高木（ハナミズキ・サルスベリ等）

中木

樹木特有の樹形の維持が困難。

- ・ 剪定などの管理により、樹木特有の美しい樹形の維持が困難な樹木は、空間に適した樹種へ変更します。
- ・ 境界際に毒毛虫が発生しやすい樹種が植栽されている場合は、適した樹種への変更を検討します。

4. 樹木の維持管理

基本的な考え方

公園樹木などの維持管理にあたっては、時間をかけて標準モデルに沿った植栽に改善していくことを念頭におきながら、これまで地域に見守られ育まれてきた樹木などについて、今後も大切に守り育てていくという意識を地域や利用者と共有し、取り組んでいきます。

また、維持管理にあたっては、右に示す4つを基本的な考え方として、個々の作業を実施していきます。

安全・安心な公園の提供

快適な公園の提供

効率的な作業

環境への配慮

維持管理の計画

維持管理の実施にあたっては、公園ごとにさまざまに条件が異なるため、既存樹木の状況や周辺環境、公園の利用状況などを考慮し、各公園で個別に検討を行います。

樹木の維持管理の考え方には、大きくは次の3つがあり、維持管理の目的によって必要な管理作業の内容が異なります。

① 既存樹木の現状維持を目的とした維持管理

樹木の生育環境の保全が管理の主な対象となります。日照や風通しを良くするための枝葉密度の調整、樹木を樹木本来の美しい形に保つための徒長枝の剪定、病虫害の防除、施肥などが主な作業としてあげられます。

② 既存樹木の問題点改善を目的とした維持管理

越境や日照阻害など隣接地への障害を生じている樹木や、公園施設の利用障害となっている樹木、あるいは十分な植栽機能が発揮できていない樹木などは、標準モデルに沿って望ましい形態へ変えていく必要があります。このような場合は、剪定による樹形調整、間伐・補植などによる密度調整や移植などの作業を行います。ただし、問題点改善のための維持管理作業は、一度に行うのではなく、時間をかけて徐々に望ましい形へ近づけていきます。

③ 良好に樹木を育成するための維持管理

樹木の生長に合わせて維持管理内容を検討します。樹木が、植栽時に想定した目標形態となるよう、樹形を調整しながら樹木の育成を図っていきます。

維持管理の手法

樹木維持管理の作業は、次の7つが基本となります。

① 剪定・刈込

【目的】①樹木それぞれの持つ固有の美観を高める。

②樹冠内の日照や風通しを確保し、樹木の健全な育成を図る。

③樹木の生長をコントロールする。

④病虫害の発生を予防する。

⑤障害となる部分の切除や枝折れを防ぐなど、事故防止を図る。

【実施手法】

- ・ 自然樹形で大きく育てる ⇒ 枝抜剪定で樹形を調整しながら育てます。
- ・ 現状樹形を維持する ⇒ 切返剪定を継続的に行います。
- ・ 樹形をコンパクトにする ⇒ 切詰剪定を中心に樹形を調整します。
- ・ 樹形を作り直す ⇒ 切詰剪定、枝おろし剪定等で枝を作り直します。

② 間伐

【目的】 主に、樹木の良い育成を目的とした密度管理を行う。

【実施手法】

- ・適正な樹木の間隔・密度は標準モデルを参考とします。
- ・間伐の対象木の選別は次の指標を参考とします。
 - ① 大きく育てたい樹木の障害となる樹木
 - ② 公園利用や隣接地への障害となっている樹木
 - ③ 植栽の目的に合わない樹木
 - ④ 枯損木・衰弱した樹木・病虫害木
 - ⑤ 傾倒木

③ 補植

【目的】 主に、植栽の目的に合った良好な植栽地の状態の維持を図る。

【実施手法】

- ・周辺の既存樹木との調和を図ります。
- ・植栽の目的に合った樹種を選定します。
- ・植栽環境に適合し良好に生育できる樹木を選定します。
- ・可能な限り、伐採対象とする樹木の有効利用を検討します。

④ 移植

【目的】 主に障害となっている樹木や、植栽場所の条件に合わない樹木を適切な場所に移し、樹木の健全な育成を図る。

【実施手法】

- ・樹種や樹木の状態を調べ、移植が可能かどうか検討します。
- ・植替え時の活着を容易にするために根回しを行います。

⑤ 病虫害防除

【目的】 病虫害を早期に発見し、被害の拡大を防ぐとともに、発生が確認されたら速やかに防除し、被害を最小限に抑える。

【実施手法】

- ・巡回点検で早期発見に努め、発生枝や罹病部を切除し処分する初期防除を基本とします。
- ・初期防除による対応が困難な場合に限り公園利用者や近隣住民、いろいろな生き物に与える影響を最小限に留めるよう、充分配慮して農薬散布を行います。

⑥ 施肥

【目的】 樹木の美観を保持（花を咲かせる、葉を茂らせる）し、病虫害に対する抵抗力を促進する。

【実施手法】

- ・必要に応じ、症状に適した施肥を行います。

⑦ 基盤改良

【目的】 樹木の生育に適さない土壌を、水分・空気・養分を根に供給できるように改良し、樹木の生育に適した基盤とする。

【実施手法】

- ・樹木が十分に根を張ることのできる植栽スペースを確保します。
- ・土壌の状態に応じて、客土・土壌改良材の混合・水はけの改良などを行います。

緑のリサイクル

- **剪定枝**：公園などの維持管理で発生した剪定枝は全てチップに加工し、園路や広場などへの敷きならしやクッション材、土壌改良材などとして緑のリサイクルを進めています。
- **落ち葉**：落ち葉は、植込みや公園柵を利用した落ち葉の捕捉を検討するとともに、秋期の落ち葉については、腐葉土の原材料として活用を進めています。

5. その他の緑の維持管理

■ 芝生・草地管理

芝生・草地には、さまざまな機能や利用目的があります。芝生・草地の管理は利用目的に応じて異なるため、芝生・草地の利用目的を考慮して必要な管理作業や作業の実施方法を検討します。

■ ビオトープ管理

ビオトープ管理では、ビオトープをどのように利用したいか、どのような生き物を呼び込みたいかなど、目標とするビオトープの姿を定め、目標に沿った計画的な管理に努めます。また、定期的にモニタリング調査を実施し、ビオトープの状況に合わせて随時、管理作業の内容を見直すことが重要です。

■ 草花の管理

花そのものの美しさを高めるとともに展示効果に配慮し、鑑賞価値の向上を図ります。花壇管理の作業は、定期的に巡回し、草花の生育状況や花壇の様子を観察し、適切に対応することが必要です。

■ 「植栽に特色のある公園」の管理

特徴のある植栽や景観を公園の顔として区民に広く親しまれている公園では、特色となっている樹木、草花、草地、水辺などのさまざまな景観的要素、歴史的風物を、一定の水準で維持し、継承していくことに努めます。

6. 植樹が困難な場所における公園の緑の考え方

「足立区緑の保護育成条例」(S.51.7.10) 第 19 条第 1 項の規定により、公園の緑化は表の緑化基準を満たすことが定められています。しかし、公園には、上記条例の施行前に築造されたもの、花壇や芝生広場など樹木以外の植物による緑化の効果を目的とした植栽、日本庭園のように独自の景観を作ることを目的とした植栽などがあり、基準を満たすことが困難な場合があります。

植樹が困難な場所での公園の緑を、緑化基準に沿ってどのように増やしていくか、今後、検討を進めていく必要があります。

公園等の緑化基準

公 園	樹木被覆率 45% 以上
緑 地	樹木被覆率 60% 以上
児童遊園	樹木被覆率 30% 以上

7. 協働による維持管理



日暮里・舎人ライナー沿線花の散歩路・東コースでの協働による花壇づくりの様子

今ある緑を守り、大きく育てるとともに、公園の緑を増やしていくためには、区と区民、事業者などが協働で緑を育む仕組みの充実が不可欠です。足立区では、「協働で育むための仕組みづくり」として、以下の方針に基づいた取り組みを行っています。

- 区民・事業者等が参加する緑に関わる活動に対する支援
- 緑を介した協働の仕組みづくり

今後は、これまでに区民の皆さんとともに培ってきた実績を活かし、活動のさらなる充実を図るとともに、それらを支援する新たな取り組みの検討を進めていきます。

【協働で緑を育む取り組みの事例】

公園の協働による管理の事例：公園等の自主管理・公園等内花壇の自主管理

その他の協働の事例：「緑の協力員」・「緑の協定」・「足立区の保存樹を守る会」・「日暮里・舎人ライナー沿線花の散歩路」・「青井バラのまちづくり」・「足立区ふるさと桜オーナー制度」

今後は、公園の緑の維持管理計画や公園の新設・改良時に本指針を反映することで、緑の量と質の向上に向けて取り組んでいきます。また、学校や道路などの施設の緑についても、それぞれの維持管理の参考となるよう提供していくほか、ホームページなどで公開して住民の皆さんに理解と協力をいただきながら、協働して緑を育てていくための手引きとして活用していきます。